



保険発第 1000 号
平成 30 年 12 月 17 日

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所開設者
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師 各位

徳島市長 遠藤 彰良



はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する
受領委任制度の取扱い開始及び代理受領委任払いの取扱い終了について（通知）

日頃は、徳島市国民健康保険の健全運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、徳島市は「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に
関する受領委任の取扱いについて(平成 30 年 6 月 12 日付・保発 0612 第 2 号)」に基づき、
平成 31 年 1 月 1 日より、はり・きゅう・あんま施術療養費の受領委任制度の取扱いを開
始いたします。

また、受領委任制度の取扱い開始に当たり、現在取り扱っております「代理受領委任払
い」は、平成 30 年 12 月 31 日をもって終了させていただきます。

つきましては、受領委任制度に参加していない施術所（施術師）が行った平成 31 年 1
月以降の施術療養費は、代理受領委任払いの終了に伴い、被保険者からの償還払いによる
療養費支給申請に限り支給の対象となりますので、ご注意ください。

受領委任制度の詳細は、下記ウェブページをご参照ください。

なお、受領委任制度参加の手続きがお済みでない施術所・施術師は、早急に施術所の所
在地を管轄する厚生(支)局でお手続きをしてください。

[厚生労働省 HP「療養費について」]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuohoken/iryuuohoken13/index.html

[四国厚生支局 HP「受領委任に関する申出」]

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/iryuu_shido/ahaki.html

以 上
保険年金課 給付係
電話 088-621-5159